

「苫小牧市いじめ防止基本方針」改定の概要

これまで苫小牧市は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第12条の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための本方針を平成26年1月に策定した。令和5年3月に北海道いじめ防止基本方針が改定されたことを受け、本方針の点検・見直しを図り、令和5年12月改定する。

市基本方針策定・見直しの経緯

- 1 平成26年1月
市いじめ防止基本方針の策定
（平成25年6月「いじめ防止対策推進法」制定、9月施行 及び平成25年10月文部科学大臣決定「いじめの防止等のための基本的な方針」を受けて）
- 2 平成26年12月
市いじめ防止基本方針の改定
（平成26年8月「北海道いじめ防止基本方針」策定に基づいて）
- 3 平成29年12月
市いじめ防止基本方針の改定
（平成26年12月「苫小牧市いじめ防止基本方針」に基づいて）
- 4 令和5年12月
市いじめ防止基本方針の改定
（令和5年3月「北海道いじめ防止基本方針」に基づいて）

北海道いじめ防止基本方針改定の趣旨

児童生徒を取り巻く社会情勢の変化から現状と課題を整理し、道と市及び学校との連携した対応や迅速かつ組織的な対応による事案の長期化、深刻化の防止の徹底を目指し、一層の危機感をもって取り組むため、基本方針の一部を改定する。



苫小牧市いじめ防止基本方針改定の主なポイント

- 1 児童生徒の命や安全を守ることは最優先される基本的な姿勢の再確認
- 2 児童生徒のよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支える教育の推進
- 3 情報モラル教育等、インターネット利用に関する教育の推進やインターネットに起因するいじめ問題に対処する体制整備の推進
- 4 いじめ見逃しゼロの意識による積極的認知の徹底
- 5 適切に助けを求める行動の醸成を図るため、SOSの出し方に関する教育を推進
- 6 進学や進級、転学の際の引継ぎを確実に実施するための学校間の連携協力体制の整備
- 7 いじめを発見したときの連絡相談窓口の周知徹底

等